

山ノ内町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年2月
山ノ内町

目次

1	はじめに.....	2
2	背景	3
	(1) 気候変動の影響	3
	(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
	(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
3	基本的事項.....	6
	(1) 目的	6
	(2) 対象とする範囲	6
	(3) 対象とする温室効果ガス	6
	(4) 計画期間.....	6
	(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	7
4	温室効果ガスの排出状況	8
	(1) 「温室効果ガス総排出量」	8
	(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	9
	(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題.....	9
5	温室効果ガスの排出削減目標.....	10
	(1) 目標設定の考え方.....	10
	(2) 温室効果ガスの削減目標	10
6	目標達成に向けた取組	12
	(1) 取組の基本方針	12
	(2) 具体的な取組内容.....	12
7	進捗管理体制と進捗状況の公表.....	15
	(1) 推進体制.....	15
	(2) 点検・評価・見直し体制	15
	(3) 進捗状況の公表	16
	(参考資料)	17

1 はじめに

本町では、2008年度（平成20年度）に「山ノ内町役場地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。併せて、2009年度に山ノ内町地域新エネルギービジョンを策定し、地域の特性を活用した再生可能エネルギー利用を推進するなど、本町での温暖化対策を進めてきたところです。

このような取り組みを推進するなか、2023年9月7日に2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、一層の取り組みを推進するとしたところであり、このたび、2030年度までの本町の事務・事業にかかる温暖化対策について定めた「山ノ内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として全面改訂しました。

世界に目を向けると、大雨による洪水、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、本町においても平均気温の上昇による降雪量の減少や局地的な豪雨をはじめ極端な気象の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。

長野県でも、2019年12月に気候非常事態宣言（2050ゼロカーボンへの決意）を行い、本町もこれに賛同しているところです。2021年6月には長野県ゼロカーボン戦略を策定（2022年5月改定）し、2030年度においてCO₂排出量を2010年度から53%減少することを目指すこととし、2023年11月には長野県ゼロカーボン戦略ロードマップを策定し取り組みの強化を行うなど、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが進められています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2024年（令和6年）2月

2 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。世界気象機関は、2023年の世界の平均気温が観測史上最も高かったと発表するなど、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCCⁱ第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COPⁱⁱ21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、NDCⁱⁱⁱを5年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

ⁱ 気候変動に関する政府間パネル

ⁱⁱ 国連気候変動枠組み条約締約国会議

ⁱⁱⁱ 国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年ごとに提出・更新する義務があります。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB^{iv}化誘導、ゼロカーボン・ドライブ^v等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収量	-	▲0.48	-	{▲0.37億t-CO ₂ }
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

^{iv} Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物。4段階のZEBを定性的及び定量的に定義。

^v 太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4自治体でしたが、2023年12月末時点においては1013自治体と加速度的に増加しています。



図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典:環境省(2023)「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3 基本的事項

(1) 目的

山ノ内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF₃））があり、このうち排出量の多くを占める二酸化炭素（CO₂）のみを対象とし、CO₂以外の物質は排出実態の把握が困難であるため対象外とします。

(4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。なお、社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合には適切に対応していきます。

基準年度は過去の事務事業編において調査した CO₂ 排出量の資料を有し、地球温暖化対策計画の基準年度（2013 年度）に最も近い 2010 年度とします。

項目	年度									
	2010	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始						目標 年度	
計画期間			→							

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画、長野県ゼロカーボン戦略及び第 6 次山ノ内町総合計画に即して策定します。

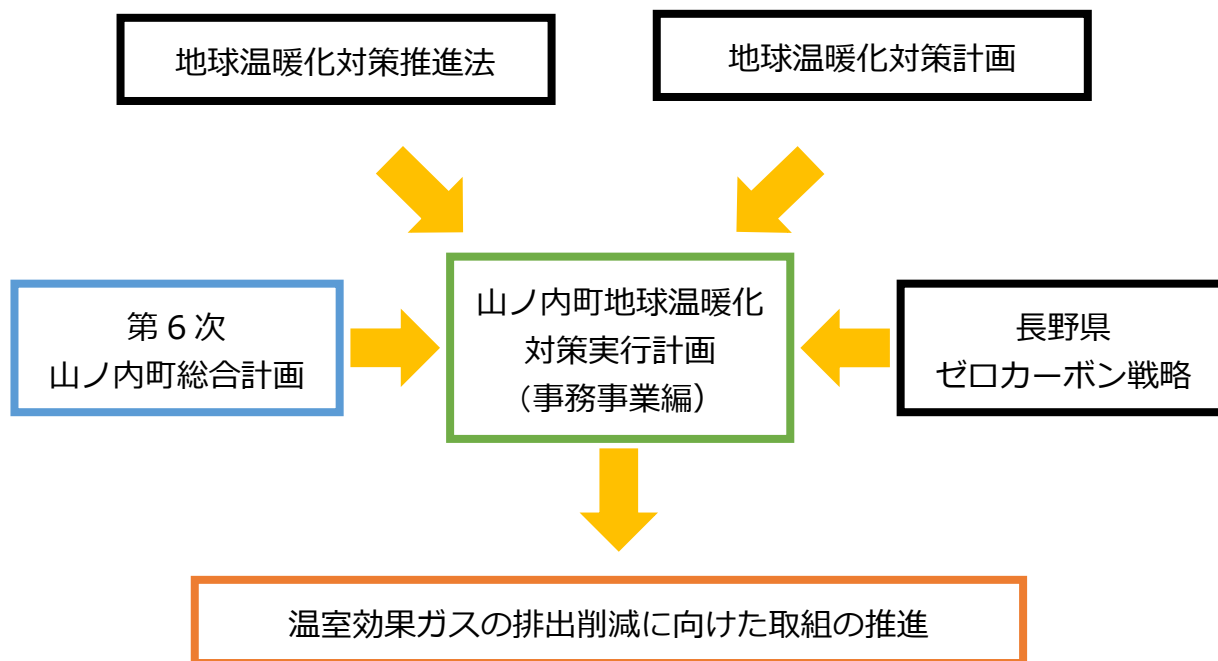


図 3 事務事業編の位置付け

4 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度（2010年度）において、1,939t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、対象施設の追加（指定管理者制度によるもの等）があり2022年度は2,274t-CO₂となり近年は増加傾向にあります。

一方で基準年度（2010年度）の対象施設のみで比較した場合は、2022年度は1,760 t-CO₂となっており、減少傾向にあります。

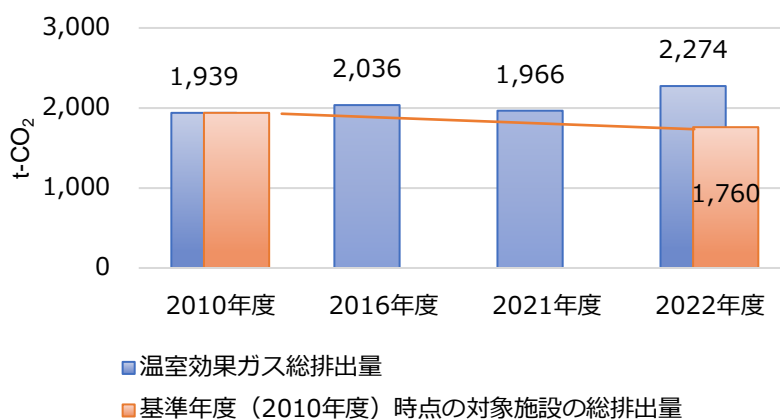


図 4 事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

エネルギー種別の温室効果ガス排出量では、A重油の割合が減少し、都市ガスの割合が増加し、2022年度では電気が全体の61%を占め、次いで灯油20%、都市ガス6%、ガソリン及び軽油4%、A重油及びLPガス3%となっています。

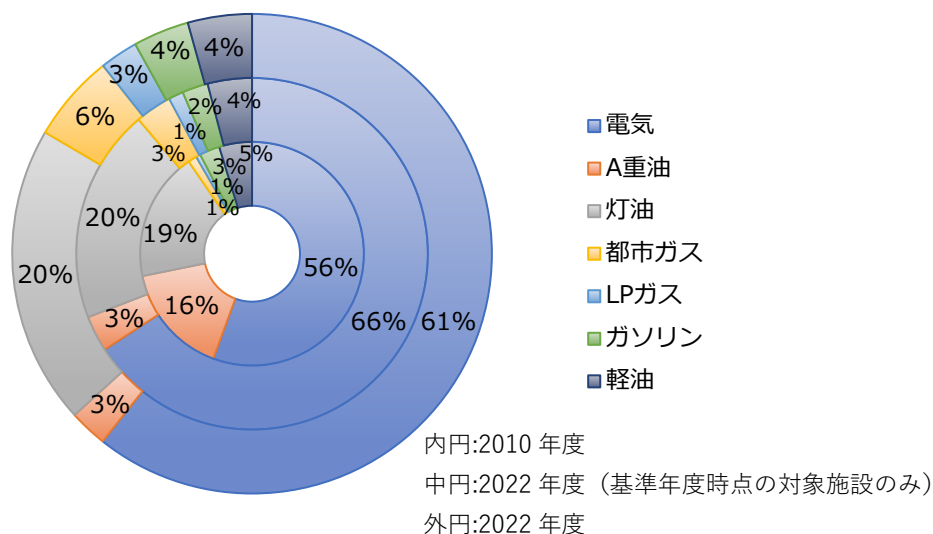


図 5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を分析しました。

① 増加要因

- 対象施設の増加によるエネルギー消費量の増加
- 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加
- 公共施設や小・中学校へのエアコン設置による電気消費量の増加

② 減少要因

- 公共施設への LED 照明の導入による電気消費量の減少
- 公用車の台数減や運用の効率化による燃料消費量の減少
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共施設の休館に伴うエネルギー消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設別に示します。

① 公共施設

公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画は 2030 年度に温室効果ガス排出量 7.6 億 t-CO₂ とし、2013 年度の温室効果ガス排出量 14.08 億 t-CO₂ と比較して 46%削減することを目標としています。事務事業編の基準年度（2010 年度）と比較した場合、2010 年度の温室効果ガス排出量 13.04 億 t-CO₂ から 42%削減することとなります。

事務事業編の削減目標は、目標年度（2030 年度）に基準年度（2010 年度）比で 42%削減（2010 年度時点の対象施設比）、温室効果ガス総排出量は 1,453t-CO₂ まで削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

	基準年度 (2010 年度)	2022 年度	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガス総排出量 (総排出量での削減率 参考値)	1,939 t-CO ₂	2,274 t-CO ₂ (-17%)	1,453 t-CO₂ (25%)
2010 年度時点の対象施設の温室 効果ガス総排出量	(1,939t-CO ₂)	(1,760t-CO ₂)	(1,125 t-CO ₂)
2010 年度時点の対象施設比での 削減率	—	9%	42%

(基準年度（2010 年度）と目標年度（2030 年度）では対象施設が大きく異なることから、目標年度の温室効果ガス総排出量は、2010 年度の総排出量に（1－目標削減率）を乗じた数に、2022 年度の温室効果ガス総排出量を 2022 年度における 2010 年度時点の対象施設の温室効果ガス総排出量で除した数を乗じて算出しています。)

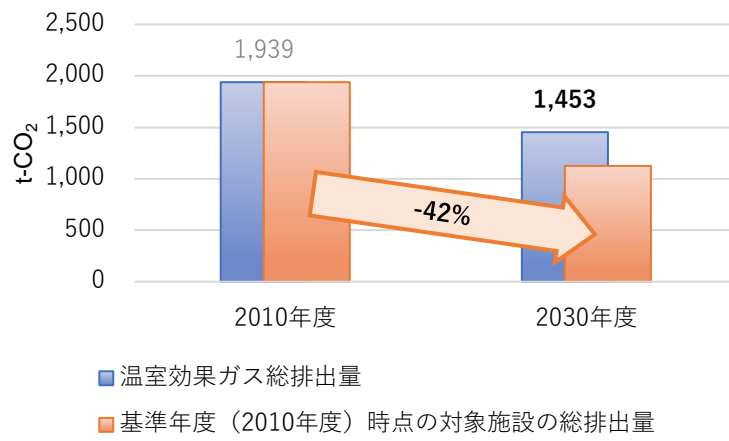


図 6 温室効果ガスの削減目標

6 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 3 に示す取組が示されています。本町においては、政府実行計画の目標を参考に、「再生可能エネルギーの最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 3 政府実行計画の主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready^{vi} 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable^{vii} を徹底し、 サーキュラーエコノミー^{viii} への移行を総合的に推進する。

^{vi} ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物で、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

^{vii} リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の通称「3R」に、再生可能な資源へ代替する「リニューアブル」を加えたもの。

^{viii} 大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進む従来の経済の仕組みに代わる新たな考え方。循環型経済。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類は定期的に清掃を行い送風効率の向上を図ります。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新するには、エネルギー効率の高い施設設備を導入することで省エネルギー化を進めます。

- 高効率ヒートポンプ^{ix}など省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 職員等が常駐する、または利用者の多い施設は全ての施設において LED 照明の導入を目指し、その他の施設でも LED 照明化を進めます。
- 道路照明灯や夜間照明灯等の LED 化を進めます。
- 新築の建築物は原則 ZEB Ready 相当以上とします。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に基づいた物品等の調達を進めます。
- 調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来の電力とするよう目指します。
- DX を推進し用紙の節減に取り組みます。
- 節水、ごみの減量（ごみの排出量削減や分別の徹底）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 設置可能な建築物の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- 新築の建築物は可能な限り太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備を導入します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入及び利用促進

公用車等の車両を更新する際には、代替可能な電動車がない場合等を除き、原則的に電動車を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、導入した電動車の積極的な利用を促します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいいます。

^{ix}化石燃料を燃やさずに少電力で空気等の中にある熱エネルギーを集めて空調や給湯などに使うことができる技術。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- DXの推進や事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用を進めます。
- 日々の気温、それぞれのワークスタイルや仕事環境等に応じて、適正な温度での空調使用と各自の判断による快適で働きやすい服装（クールビズ及びウォームビズ）の取組を進めます。

7 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

事務事業編を推進するために、総合調整会議において取組を推進します。

① 総合調整会議本部会

町長を委員長とし理事者及び各課等の長で構成する本部会において、事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。なお、各課等の長は地球温暖化対策推進責任者とします。

② 総合調整会議幹事会

総務課長を幹事長とし各課等の係長等で構成する幹事会において、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、本部会に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

事務事業編の進捗状況は、ゼロカーボン推進担当部署において取りまとめを行い、総合調整会議において毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 改定時期までの期間内におけるPDCA

総合調整会議において毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し要否の検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、2030年度に事務事業編の改定を行います。

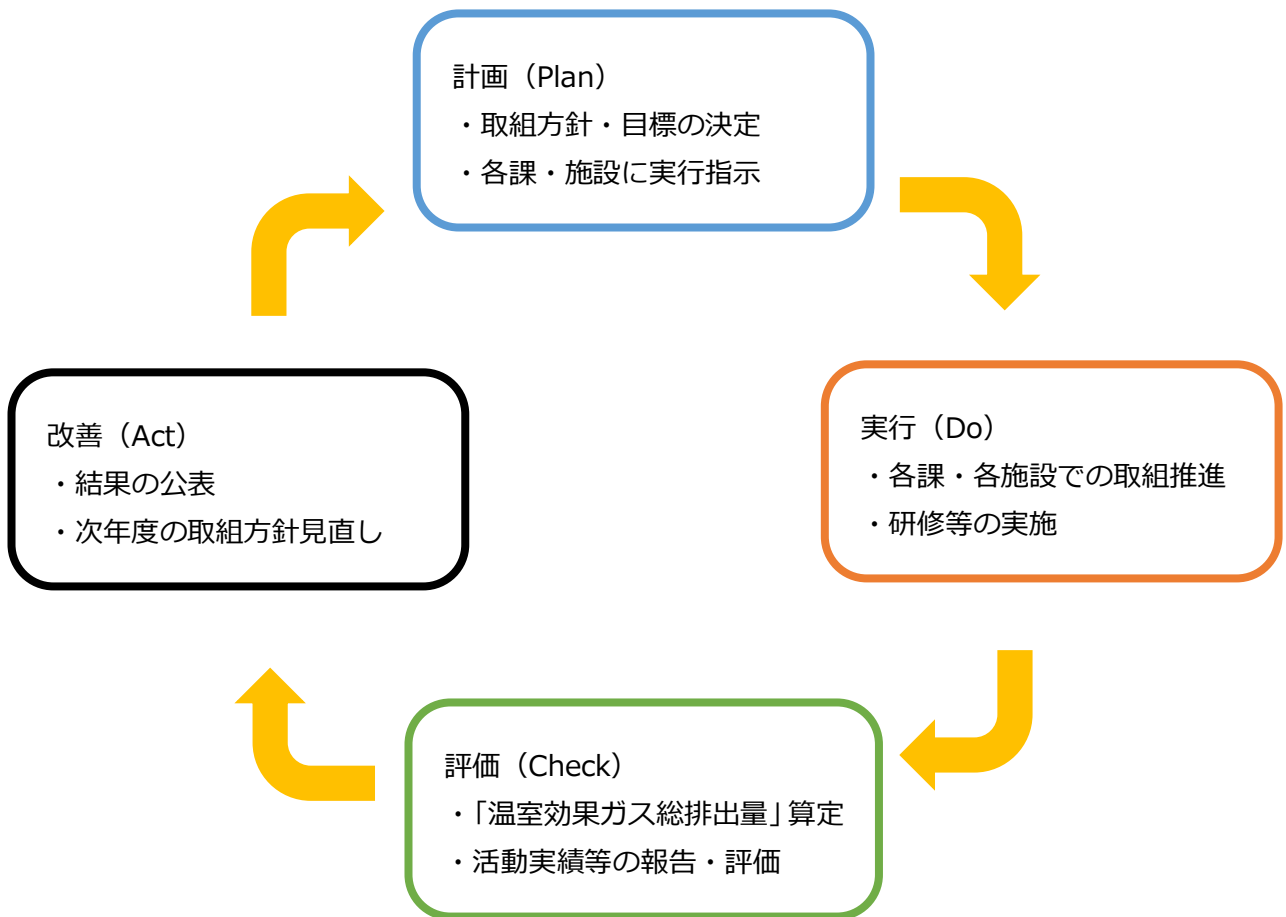


図 7 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

事務事業編の進捗状況は、町の広報紙やウェブサイト等で毎年公表します。

(参考資料)

事務事業編の対象範囲は、公共施設等総合管理計画に記載の建築物及び使用する車両等のうち、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有するもの（①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が特定できる状態にあるもの）としています。

所管部署		施設名等
総務課	管財係	役場庁舎
総務課	管財係	公用車
総務課	管財係	大悲殿
総務課	管財係	旧和合保育園
総務課	移住交流推進係	田舎暮らし体験住宅
総務課	企画係	楽ちんバス
健康福祉課	環境係	清掃事業所
健康福祉課	環境係	塵芥車
健康福祉課	環境係	須賀川地区農産物貯蔵施設雪室
健康福祉課	環境係	急速充電器
健康福祉課	健康づくり支援係	保健センター
健康福祉課	健康づくり支援係	健康づくり支援係所管公用車
健康福祉課	健康づくり支援係	すがかわ診療所
健康福祉課	介護支援係	地域福祉センター
健康福祉課	介護支援係	地域福祉センター所管公用車
健康福祉課	子ども支援係	かえで保育園
健康福祉課	子ども支援係	かえで保育園バス
健康福祉課	子ども支援係	ほなみ保育園
健康福祉課	子ども支援係	ほなみ保育園バス
健康福祉課	子ども支援係	よませ保育園
健康福祉課	子ども支援係	よませ保育園バス
健康福祉課	子ども支援係	すがかわ保育園
健康福祉課	子ども支援係	すがかわ保育園バス
健康福祉課	子ども支援係	志賀高原保育園
健康福祉課	子ども支援係	子育て支援センター ゆめっこ
健康福祉課	子ども支援係	旧泉保育園
健康福祉課	医療保険係	医療保険係所管公用車
観光商工課	観光施設係	チェーンベース公衆トイレ
観光商工課	観光施設係	屋内ゲートボール場
観光商工課	観光施設係	志賀高原総合会館 98
観光商工課	観光施設係	上林グラウンド・テニスコート
観光商工課	観光施設係	やまびこ広場
観光商工課	観光施設係	楓の湯
観光商工課	観光施設係	情報物産館
観光商工課	観光施設係	志賀高原総合案内所
観光商工課	観光施設係	薬湯信玄かま風呂資料展示場
観光商工課	観光施設係	渋温泉駐車場
観光商工課	観光施設係	横湯公衆便所
観光商工課	観光施設係	平和観音公衆便所
観光商工課	観光施設係	木戸池公衆便所
観光商工課	観光施設係	清水公衆便所
観光商工課	観光施設係	硯川公衆便所
観光商工課	観光施設係	杓打公衆便所
観光商工課	観光施設係	丸池公衆便所
観光商工課	観光施設係	長池公衆便所
農林課	耕地林務係	よませ活性化センター
農林課	耕地林務係	志賀高原地域交流センター
農林課	農業振興係	種菌培養センター

所管部署		施設名等
農林課	農業振興係	農産物加工センター
建設水道課	建設係	道路照明施設（橋梁・トンネル等含む）
建設水道課	計画監理係	みろく公園
建設水道課	計画監理係	夜間瀬川河川公園
建設水道課	計画監理係	本郷児童公園
建設水道課	計画監理係	町営住宅（個人が占有する居室などは対象外）
建設水道課	計画監理係	北部町民住宅（個人が占有する居室など対象外）
建設水道課	下水道係	水質浄化センター
建設水道課	下水道係	マンホールポンプ施設
建設水道課	下水道係	クリーンセンターよませ
建設水道課	下水道係	クリーンセンターすがかわ
建設水道課	上水道係	東部浄水場
建設水道課	上水道係	南部浄水場
建設水道課	上水道係	西部浄水場
建設水道課	上水道係	北部浄水場
建設水道課	上水道係	桑山配水池
建設水道課	上水道係	砂止配水池
建設水道課	上水道係	島崎減圧層
建設水道課	上水道係	金倉上区配水池
建設水道課	上水道係	金倉中区配水池
建設水道課	上水道係	安造配水池
建設水道課	上水道係	みろく配水池
建設水道課	上水道係	湯田中第一（低区）配水池
建設水道課	上水道係	本郷配水池
建設水道課	上水道係	佐野減圧槽
建設水道課	上水道係	戸狩配水池
建設水道課	上水道係	温泉上区配水池
建設水道課	上水道係	角間配水池
建設水道課	上水道係	寒沢配水池
建設水道課	上水道係	寒沢減圧層
建設水道課	上水道係	菅配水池
建設水道課	上水道係	前坂配水池
建設水道課	上水道係	前坂減圧槽
建設水道課	上水道係	宇木上区配水池
建設水道課	上水道係	宇木中区配水池
建設水道課	上水道係	宇木梅林配水池
建設水道課	上水道係	横倉低区配水池
建設水道課	上水道係	竜王高区配水池
建設水道課	上水道係	丸山配水池
建設水道課	上水道係	丸山減圧槽
建設水道課	上水道係	土橋減圧槽
建設水道課	上水道係	八丁原配水池
建設水道課	上水道係	表落合配水池
建設水道課	上水道係	裏落合配水池
教育委員会	学校教育係	東小学校
教育委員会	学校教育係	南小学校
教育委員会	学校教育係	西小学校
教育委員会	学校教育係	西小スクールバス
教育委員会	学校教育係	中学校
教育委員会	学校教育係	中学スクールバス
教育委員会	学校給食センター	学校給食センター
教育委員会	学校給食センター	給食運搬車
教育委員会	中央公民館	文化センター
教育委員会	中央公民館	北部公民館

所管部署		施設名等
教育委員会	中央公民館	ほなみふれあいセンター
教育委員会	中央公民館	よませふれあいセンター
教育委員会	中央公民館	すがかわふれあいセンター
教育委員会	中央公民館	蟻川図書館
教育委員会	中央公民館	旧南部公民館物置
教育委員会	スポーツ係	すがかわ体育館
教育委員会	生涯学習係	志賀高原口マン美術館
教育委員会	スポーツ係	西館ゴールハウス
消防課	消防係	山ノ内消防署
消防課	消防係	車両（消防車両等）
消防課	消防係	金安コミュニティ消防センター
消防課	消防係	渋温泉コミュニティ消防センター
消防課	消防係	東部分団沓野部詰所
消防課	消防係	東部分団湯田中部詰所（共益会館）
消防課	消防係	東部分団上条部器具置場
消防課	消防係	渋温泉動力消火栓（東部分団）
消防課	消防係	金安部器具置場（東部分団）
消防課	消防係	星川部詰所（東部分団）
消防課	消防係	沓野部湯ノ原詰所（東部分団）
消防課	消防係	中組器具置場（東部分団）
消防課	消防係	荒屋器具置場（東部分団）
消防課	消防係	志賀高原部硯川器具置場
消防課	消防係	志賀高原部発哺器具置場
消防課	消防係	志賀高原部一ノ瀬器具置場
消防課	消防係	南部分団佐野コミュニティ消防センター
消防課	消防係	南部分団寒沢部器具置場
消防課	消防係	南部分団菅部器具置場
消防課	消防係	南部分団戸狩部詰所
消防課	消防係	南部分団佐野部器具置場
消防課	消防係	南部分団穂波温泉部詰所
消防課	消防係	角間部詰所（南部分団）
消防課	消防係	西部分団横前コミュニティ消防センター
消防課	消防係	西部分団宇木コミュニティ消防センター
消防課	消防係	西部分団コミュニティ消防センター
消防課	消防係	本郷部器具置場（西部分団）
消防課	消防係	前坂器具置場（西部分団）
消防課	消防係	北部分団表落合部詰所
消防課	消防係	北部分団詰所
消防課	消防係	北部分団乗廻コミュニティ消防センター
消防課	消防係	水防倉庫（横倉）
消防課	消防係	水防倉庫（宇木）
消防課	消防係	水防倉庫（星川）
消防課	消防係	水防倉庫（四ツ屋）
消防課	消防係	水防倉庫（温泉）
消防課	消防係	有線本部庁舎跡資材庫